少年院での処遇における再非行防止効果と課題

金子知生

1. はじめに

2. 少年法の理念

3. 少年院における矯正教育

4. 少年院における就労支援

5. 再非行防止の効果と課題

6. 今後の課題と支援の在り方

7. 結論

1. はじめに

　ここでは非行少年の処遇と再非行防止の効果について検討する。

本テーマを設定した理由は、私が少年法に関心を持ったきっかけにある。それは、2024 年に放送された朝の連続テレビ小説『虎に翼』である。同作品では、日本初の女性弁護士・裁判官の生涯が描かれる中で少年法改正論争が取り上げられており、そこで私は初めて少年法に関心を持った。

ドラマ内で描かれた少年法改正論争のモデルとなった永山事件は、当時19歳の元少年院出身者が4件の強盗殺人を起こした事件であり、社会に大きな衝撃を与えた。この事件を契機に少年法は「甘すぎる」という世論が急速に広まり、厳罰化を求める声が高まった。これを受けて少年法改正をめぐる議論が世論だけでなく研究者、弁護士、少年院関係者の間でも活発に行われた。しかし、少年には可塑性や更生可能性があることを重視すべきであるという考えから当時は少年法の厳罰化は行われなかった。その後50年以上が経過した現在においても、少年院出院後の再非行などを背景に少年法の厳罰化をめぐる議論はSNS上などで繰り返されており、社会的対立は依然として続いている。

以上を踏まえ、本稿では「少年院で行われている矯正教育は、本当に再非行を防止する効果があるのか」という点に着目し、少年院での処遇を中心とした再非行防止の効果と課題について検討する。

2. 少年法の理念と厳罰化のメリットデメリット

少年法第1条は、「少年の健全な育成」を目的とし、非行少年に対しては「性格の矯正」および「環境の調整」に関する保護処分を行うことを定めている。

成人に対する刑罰が「責任に応じた処罰」を基本とするのに対し、少年法は「更生可能性を見据えた教育的処遇」を重視している点に大きな特徴がある。すなわち、少年法は応報的な考え方ではなく、「再び非行に走らない力を育てる」ことを理念とする制度であるといえる。

少年法の厳罰化をめぐっては、重大事件の発生を契機として、現在でも賛否が分かれている。そこでまず厳罰化のメリットとしては、重大犯罪に対する社会的な不安や被害者感情に一定程度応えることができる点が挙げられる。また、刑罰を重くすることで、一般予防としての抑止効果が期待されるという意見もある。さらに、成人と同様に責任を問うことで、少年自身に自らの行為の重大性を強く認識させることができるという点も、厳罰化のメリットである。

一方で、厳罰化には重大なデメリットも存在する。少年は人格形成の途上にあり、環境や教育によって大きく変化する可塑性を持っている。そのため、成人と同様の刑罰を科すことは、更生の機会を奪い、かえって再犯のリスクを高める可能性がある。また、厳罰化によって少年が社会から排除される期間が長期化すれば、学業や就労の機会を失い、出院後の社会復帰が一層困難になるおそれがある。このような状況は、結果として再非行を助長する要因となりかねない。

以上から、私は厳罰化は被害者や世間の感情的満足や抑止効果を期待できる側面はあるものの、長期的な再非行防止や社会復帰の観点から考えると厳罰化は必要ないのではないかと考えた。

3. 少年院における矯正教育

そこで次からは現在の少年院における処遇について論じていく。少年院は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容し、個々の特性に応じた矯正教育や処遇を通じて、更生および円滑な社会復帰を目的とする施設である。少年院における主な指導内容は、以下の五つに分類される。

第一に、生活指導である。生活習慣の改善、規範意識の形成、コミュニケーション能力の向上など、自立した生活を送るために必要な基本的知識や態度の習得を目的としている。

第二に、職業指導である。溶接、建築、理容、美容、パソコン技能など、多様な職業訓練を通じて、出院後の就労につながる技能の習得を支援している。

第三に、教科指導である。義務教育の補習や高等学校卒業程度の学力取得を支援し、学力の遅れを補う。希望者には高等学校卒業程度認定試験を受験する機会も与えられている。

第四に、体育指導である。基礎体力の向上を図り、健全な心身を育成することを目的としている。

第五に、特別活動指導である。地域との交流やボランティア活動、グループ学習などを通じて、社会性や自主性、協調性を育てる指導が行われている。

また、少年院には３級・２級・１級という処遇段階が設けられており、少年の成長や改善状況に応じて教育内容が変化する。段階が進むにつれて自主性や社会的スキルが求められ、退院に向けた準備が進められる。

これらの点から、少年院では少年法第１条に基づき、「性格の矯正」および「健全な育成」を目的とした、個別性の高い矯正教育が行われていることが分かる。

4.少年院における就労支援

次に少年院における就労支援は、出院後の自立と再非行防止を目的として実施されている。主な支援内容は、職業訓練、資格取得支援、就労意識の形成、関係機関との

連携である。ここからもわかる通り、技能の取得だけでなく働くことの意義や責任についても理解させる指導もある。加えて、ハローワークや保護観察所、協力雇用主制度など関係機関との連携により、出院前から就労相談が行われている。さらに、出院後も希望者に対しては、職員による面談や相談が継続して実施され、就労の定着や生活上の不安への支援が行われている。

一方で、少年院における就労支援には限界も存在する。院内で技能を習得しても、出院後に継続的な就労につながらないケースも少なくない。その背景には、非行歴に対する社会的偏見や、就労先の選択肢の少なさ、支援の継続性の不足などがある。また、令和 6 年犯罪白書からは 2 年以内の再入院•刑事施設入所率は 10.1%であるのに対し、5 年以内の再入院•刑事施設入所率は 21.2%であることがわかる。

そのため、少年院内の就労支援だけでなく、出院後も長期的に就労を支える社会的支援体制の充実が不可欠である。

5-5-5図 少年院出院者 再入院率と再入院・刑事施設入所率の推移

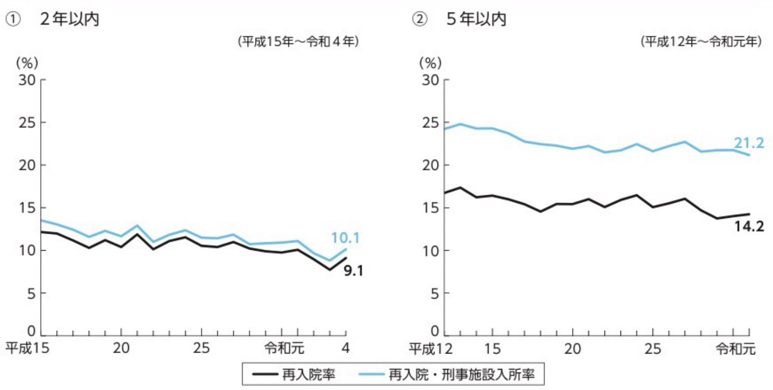

5. 再非行防止の効果

次に、これらの矯正教育や就労支援が再非行防止にどの程度効果を有しているのかについて検討する。矯正教育や就労支援によって再非行が確実に防止されていると断定できる明確な結果は示されていないものの、犯罪白書のデータから一定の効果を読み取ることは可能である。

令和 6 年犯罪白書では、保護観察終了時や少年院仮退院時に有職または学生であった少年は無職であった少年と比べて再非行率が非常に低いことが示されている。この点から、少年法があることによって受けることができる矯正教育や就労支援から得る就労や学業といった「安定した居場所」の有無が、再非行防止に大きく影響していると考えられる。

5-5-7図 保護観察対象少年の再処分率（終了時の就学・就労状況別）

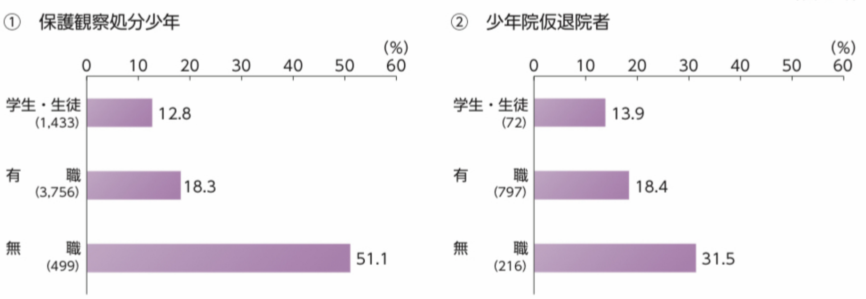

6. 今後の課題と支援の在り方

以上を踏まえると、今後の課題として、就労支援の強化や出院後の居場所づくりが特に重要であると考えられる。少年の再非行を防止するためには、少年院内での教育に加え、出院後の継続的な支援体制が不可欠である。

具体的には、出院後の定期的な面談や相談の機会を制度として明確に位置づけ、就労状況や生活面での困難を早期に把握できる仕組みがあると良いと感じた。また、保護観察所や福祉機関、自治体と連携し、就労・住居・人間関係といった複合的な問題に対応できる支援ネットワークの構築が必要である。

次に、就労の受け皿となる社会的環境の整備である。非行歴のある少年に対する偏見は依然として根強く、就職の継続を困難にしている。そのため、協力雇用主制度の周知や拡充、雇用企業への経済的支援などを通じて、少年を受け入れやすい環境を整えることが求められる。さらに、出院後も地域社会とのつながりを持たせる支援も重要である。地域での職業体験やボランティア活動を通じて、社会の一員として受け入れられているという実感を持たせることが必要である。

これらの取り組みによって、出院後の孤立を防ぎ、安定した生活基盤を形成することが可能になるため再非行防止に繋がるのではないかと考えた。

7. 結論

　ここでは、少年院における矯正教育と再非行防止の効果と課題について検討した。その結果、少年院で行われている矯正教育は、少年法の理念に基づき、再非行防止に一定の効果を上げていることがわかった。

　しかし、再非行率は依然として低いとは言えず、さらなる改善が求められる。また、少年法の理念や具体的な処遇内容については国民の理解が十分に進んでおらず、「少年だから刑罰が軽くされている」という誤解が根強く存在していると感じられる。そのため、少年法に基づく矯正教育の実態をより広く社会に伝えていく必要があると考えた。

　私は少年法の目的である「非行少年の健全な育成」を実現するためには、厳罰化ではなく、教育的処遇と社会復帰後の支援を継続的に充実させていくことが重要であると感じた。

法務省　明日につなぐ少年院のしおり

https://www.moj.go.jp/content/001221690.pdf

（2026 年 1 月 20 日閲覧）

法務省　令和 6 年版犯罪白書　283.285 頁

https://www.moj.go.jp/content/001432737.pdf

（2026 年 1 月 20 日閲覧）